

# 定款、業務規程及び送配電等業務指針 変更案の概要について

(系統アクセスに関する規定の変更の補足説明資料)

2020年12月23日

電力広域的運営推進機関

- 現行のリプレース案件系統連系募集プロセス（リプレース募集プロセス）において、既存の発電事業者と新規の発電事業者で情報取得に差が生じるという課題がありました。
- このため、第28回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会において、更なる送電線利用の公平性を確保する観点から、「リプレース募集プロセス」を見直し、情報の公開方法に関する新たなルール策定と電源接続案件一括検討プロセス（一括検討プロセス）に統合することで整理されました。
- 上記整理に伴い、リプレース及び休廃止等する発電設備等の取り扱いに関する変更を行います。背景、変更内容等については、スライド2～13にて説明します。

現行のリプレース募集プロセスは、本機関が、リプレースに該当するかの判断を行いますが、一定の要件を満たしリプレース募集プロセスに該当したのは、全29件中1件のみで、中には既に想定潮流合理化されており、廃止しても連系可能量が生じないケースもありました。

また、リプレース募集プロセスの該当性判断に該当しないと判断した場合は、空き容量マップによる受動的な情報公開にとどまり、既存の発電事業者と新規の発電事業者で情報取得に差が生じるなど送電線利用の公平性を確保する観点から課題が生じていました。

### リプレース募集プロセスの課題（新規の発電事業者の情報取得）

- 創設以降、電力広域機関が一定の要件（リプレース募集プロセスの該当性）を満たすかを判断した**29件中、リプレース募集プロセスが開始されたのは1件のみ**。
- リプレース募集プロセスの該当性判断に該当しないと判断された場合は、空き容量マップによる受動的な情報公開にとどまり、**既存の発電事業者と新規の発電事業者で情報取得に差が生じる**。

リプレース募集プロセスの該当性判断を行った件数

案件数	該当件数	非該当件数
29	1	28

#### リプレース募集プロセスの該当案件

- <エリア>
- 新福島エリアリプレース案件系統連系募集プロセス
- <募集対象となる送電系統>
- 新福島変電所500kV母線以下系統
- <廃止する発電設備の最大受電電力>
- 430.9万kW

#### リプレース募集プロセスの非該当案件

- 発電事業者への聴取等の結果、建替計画がないことを確認した場合
- 設備容量は10万kW以上であるものの、最大受電電力が10万kW未満であった場合
- 新設の発電設備等の最大受電電力が、既存の連系可能量（空き容量）の範囲内であった場合
- すでに想定潮流合理化されており、廃止しても連系可能量が生じない場合

第28回電力・ガス基本政策小委員会において、以下のとおり、現行のリプレース募集プロセスに関する課題、対応方針、具体的な見直し案が示されました。

次スライド以降、方策の内容について、説明を行います。

## 連系可能量を利用する発電事業者を募るプロセスの具体的な見直し案

- 既存の発電事業者と新規の発電事業者で情報取得方法に差が生じていることについて、**「リプレース募集プロセスの該当性判断」を見直す**ことで、電源の廃止等に伴い発生する連系可能量の情報が、新規の発電事業者にも取得しやすくなると考えられる。
- そのため今後は、**リプレースの有無にかかわらず**、連系可能量が10万kW以上増加する際は、**以下のような廃止・停止を手続の対象とすること**としてはどうか。
  - ① 発電事業者からの廃止の申込み
  - ② 最大受電電力減少の申込み
  - ③ 一般送配電事業者が長期計画停止電源を非稼働電源として扱い
- このプロセスは現状、手続主体は電力広域機関だが、手続きの簡素化等の観点から、一括検討プロセスの手続主体を一般送配電事業者にしたのと同様、今後は一般送配電事業者が行うこととしてはどうか。\*

※費用負担ガイドラインと電力広域機関の規程類（業務規程及び送配電等業務指針）の改正を進める。  
（電力広域機関の規程類に一本化することを含む）

## 連系可能量を利用する発電事業者を募るプロセスの具体的な見直し案

### 廃止等起因一括検討プロセス

1. 発電事業者からの廃止の申込みや最大受電電力減少の申込みがあった場合、一般送配電事業者が長期計画停止電源を非稼働電源扱いした場合（以下、廃止等という。）において、連系可能量が10万kW以上増加する際は、**リプレースの有無に関わらず**、一般送配電事業者は、既存の発電事業者が廃止等により生じる連系可能量を活用できないように、**12か月間系統容量を確保しつつ**、当該廃止等により生じる連系可能量を12か月間、明確に情報公開する。増強が必要な場合には一括検討プロセスに移行する。



**リプレース募集プロセスの該当性判断の廃止。  
最大受電電力の減少の取扱い（一括検討プロセス用に系統容量確保）を明確化。**

2. 一括検討プロセスの**再接続検討申込み締切時期**を、**当該増加連系可能量の公表から12か月経過以降**とする。



**新規の発電事業者の事業性判断期間の確保。**

3. 一般送配電事業者は、**プッシュ型の設備形成のため増強の見込みがあるときは**、速やかに一括検討プロセスの開始判断を行う。また、廃止等により連系可能量が10万kW以上増加することに起因している発電事業者等からの接続申込みがあった場合に一括検討プロセスの開始判断を行い、公平性を確保する。

- なお、公表した10万kW以上の増加連系可能量に気づいた新規の発電事業者が、事業性判断するまでの期間（1年程度）は、一括検討プロセスの中で投資判断するまでの期間（再接続検討申込み締切は公表から1年経過以降とする）と遜色ないうえに、接続検討の繰り返しや駆け込み申込み等のリスクは、一括検討プロセスと同様に軽減されるため、発電事業者にとっても安定的な制度になるものと考える。

現行のリプレース募集プロセスにおいて、一定の要件を満たしリプレース募集プロセスに該当したのは、全29件中1件のみで、中には既に想定潮流合理化されており、廃止しても連系可能量が生じないケースもありました。

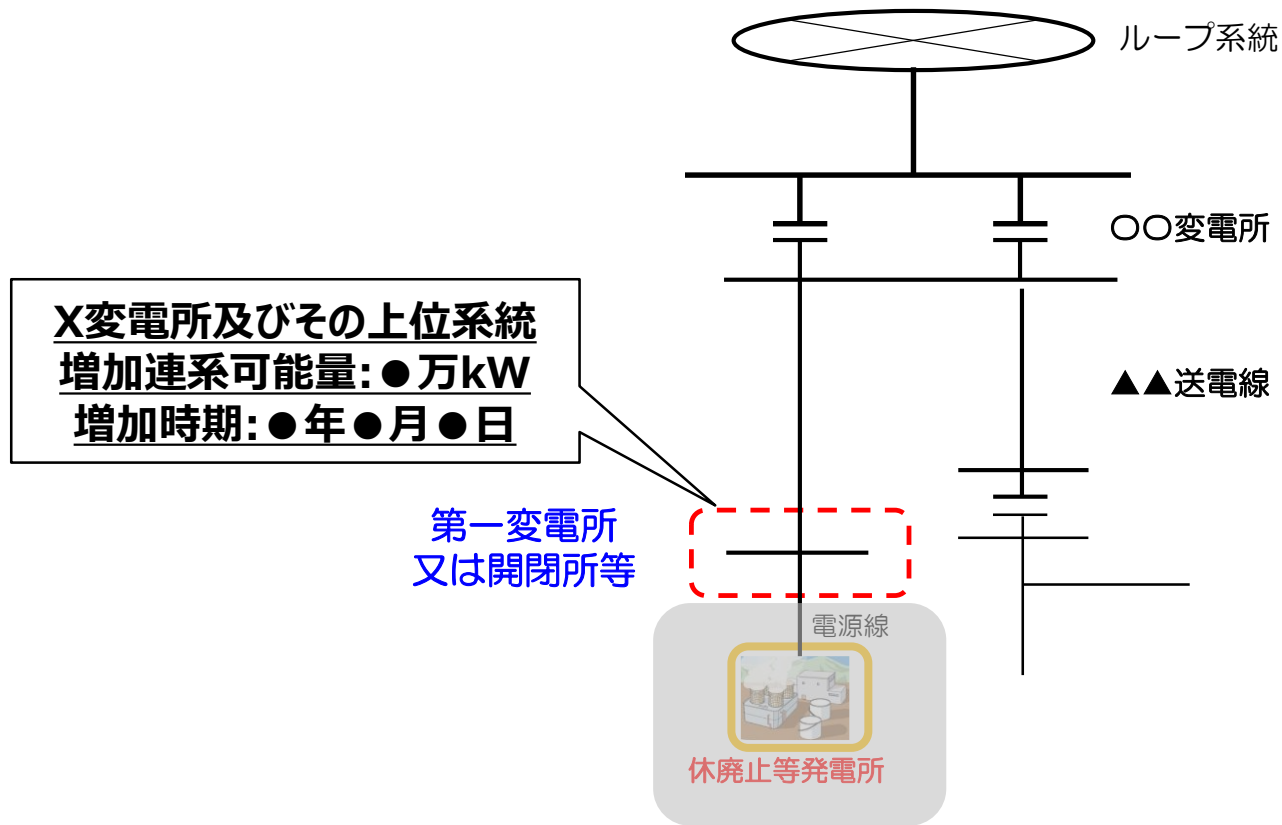
また、リプレース募集プロセスの該当性判断に該当しないと判断した場合は、空き容量マップによる受動的な情報公開にとどまり、既存の発電事業者と新規の発電事業者で情報取得に差が生じる課題が生じていました。

このため、一般送配電事業者は、既存の発電事業者と新規の発電事業者の情報取得による事業者間の差を解消し、公平な接続を行う観点から、次の休廃止等手続きに伴い連系可能量が10万kW以上増加することが確実に見込まれるときは、増加連系可能量、時期及び連系可能量が増加する送電系統を自身のウェブサイト公表し、公表日から12か月間、増加連系可能量の容量を確保することで整理されました。

- ① 発電事業者からの廃止の申込み
- ② 発電事業者からの最大受電電力減少の申込み
- ③ 一般送配電事業者が長期計画停止電源を非稼働電源として扱う場合

上記整理に伴い、情報公表の対象（増加連系可能量、時期及び連系可能量が増加する送電系統）、公表方法及び増加連系可能量の容量を確保する旨を規定します。

【送配電等業務指針第124条】<変更>



# リプレース及び休廃止等する発電設備等の取り扱いに関する変更の内容 《一括検討プロセス 開始判断 1（休廃止等手続きに起因する発電事業者）》

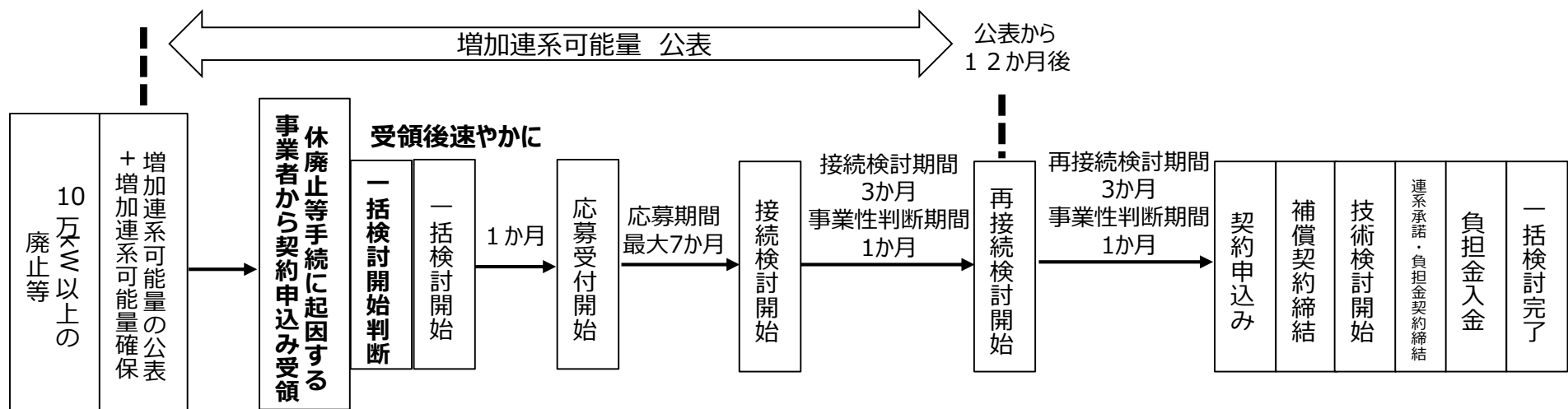
既存の発電事業者は、事前に休廃止等手続きの情報を把握しており、新規事業者と比較して、情報取得の観点から、有利と考えます。

このため、休廃止等により連系可能量が10万kW以上増加することに起因している発電事業者等からの接続申込みがあったときは、速やかに一括検討プロセスの開始判断を行うことで整理されました。

上記整理に伴い、一般送配電事業者が、休廃止等手続きに起因する事業者等から契約申込みの書類を受領した場合で、既存の発電事業者と新規の発電事業者の情報取得による事業者間の差を解消し、公平な接続を行う観点から、一括検討プロセスを開始することが必要と判断した場合には、一括検討プロセスを開始する旨を規定します。

## 【送配電等業務指針第89条、第120条の4】<変更>

### <一括検討プロセス（休廃止等手続きに起因する発電事業者）のフロー イメージ>





再エネ大量導入と国民負担抑制を両立する観点から、今後は、系統連系希望者からの個別の接続要請に対しその都度対応する「プル型」の設備形成から、一般送配電事業者が主体的に電源ポテンシャルを考慮し計画的に対応する「プッシュ型」の設備形成への転換が必要となります。

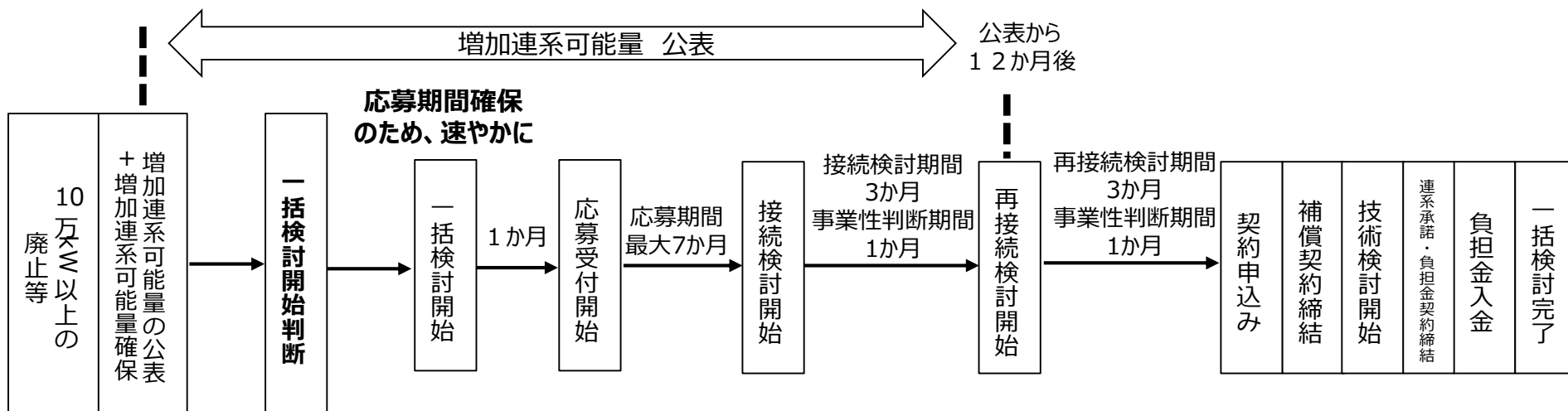
このため、一括検討プロセスでは、効率的な系統整備の観点から、「プッシュ型」の設備形成のため増強の見込みがあるときは、速やかに開始判断を行う必要があります。

上記整理に伴い、一般送配電事業者が、増加連系可能量を公表している期間において、過去の事前相談及び接続検討の申込状況等を踏まえ、連系等を行うことが見込まれる発電設備等の最大受電電力が既存の連系可能量※を超過すると判断した場合には一括検討プロセスを開始する旨を規定します。

※休廃止等手続の対象となる発電設備等が連系されている前提での連系可能量のこと。

【送配電等業務指針第 1 2 0 条の 4】<変更>

<一括検討プロセス（プッシュ型の設備形成）のフロー イメージ>



休廃止等に起因している発電事業者等からの契約申込み等により、一括検討プロセスを開始しても、増加連系可能量を開放することで系統増強が不要になる場合等があります。

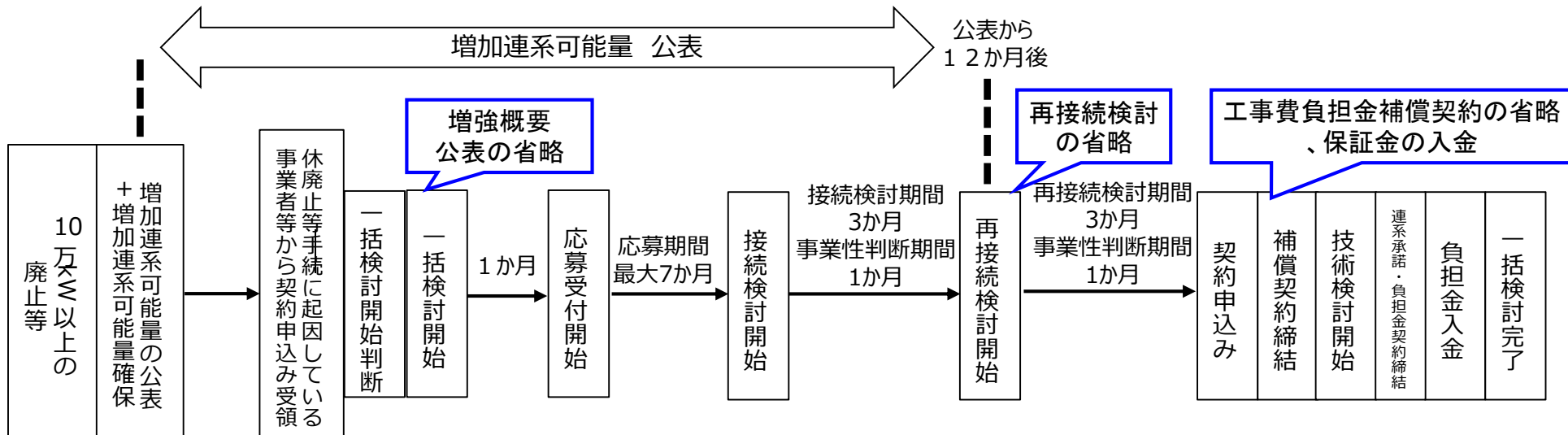
上記において、一括検討プロセスの手続きを省略しても系統連系希望者に不利益が生じず、かつ系統連系希望者間の公平性を害しないと判断したときには、早期の系統連系を目的として、一括検討の手続きを一部省略できるように整理しました。

上記整理に伴い、送配電等業務指針の関係条文を規定します。

【送配電等業務指針第121条の2、第123条、第123条の2】<変更>

【送配電等業務指針第123条の9】<新設>

<一括検討プロセス（プロセス省略）のフロー イメージ>



休廃止等手続きのあった発電設備等の情報公表等や一括検討プロセスの手続主体について、一般送配電事業者が主体的に実施することにより迅速化が図れるため、現行の一括検討プロセスに準じて、一般送配電事業者が行うことで整理されました。

上記整理に伴い、リプレース及び休廃止等する発電設備等の取り扱いに関する手続主体を一般送配電事業者とする旨を規定します。

【業務規程第90条～第96条】<削除>

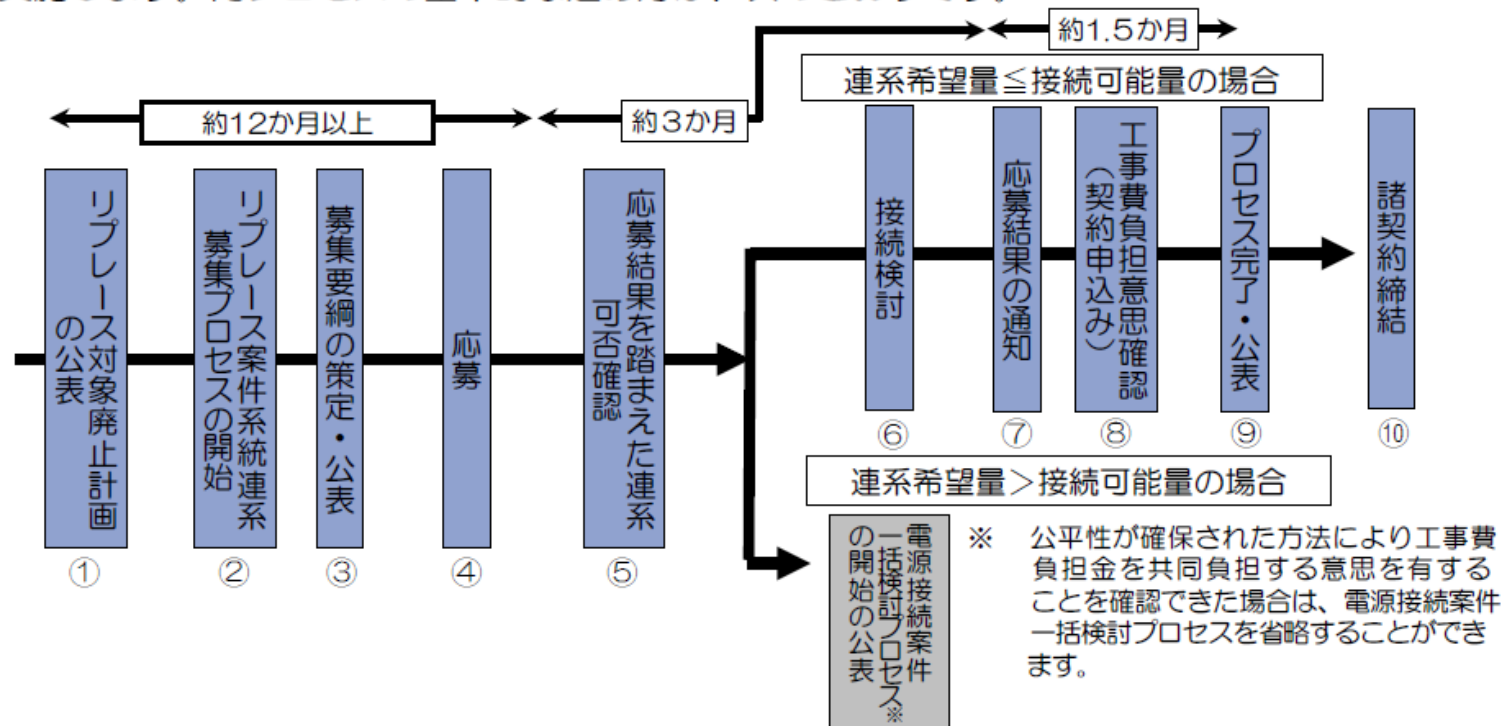
【送配電等業務指針第89条、第93条、第120条の4、第121条の2、第123条、  
第123条の2、第124条】<変更>

【送配電等業務指針第125条～第131条】<削除>

【送配電等業務指針第123条の9】<新設>

## リプレース案件系統連系募集プロセスの基本的な進め方（イメージ） 6

○リプレース案件系統連系募集プロセスは、本機関の業務規程及び送配電等業務指針に基づき実施します。同プロセスの基本的な進め方は、次のとおりです。

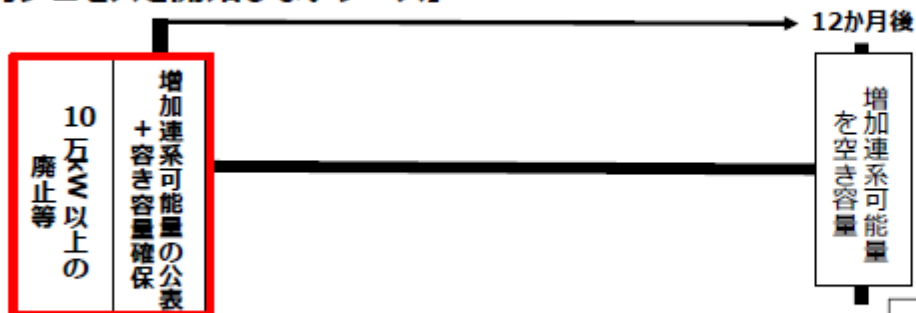


○本機関は、リプレース案件系統連系募集プロセスの対象となる送電系統を運用する一般送配電事業者と協力し、同プロセスを進めていきます。

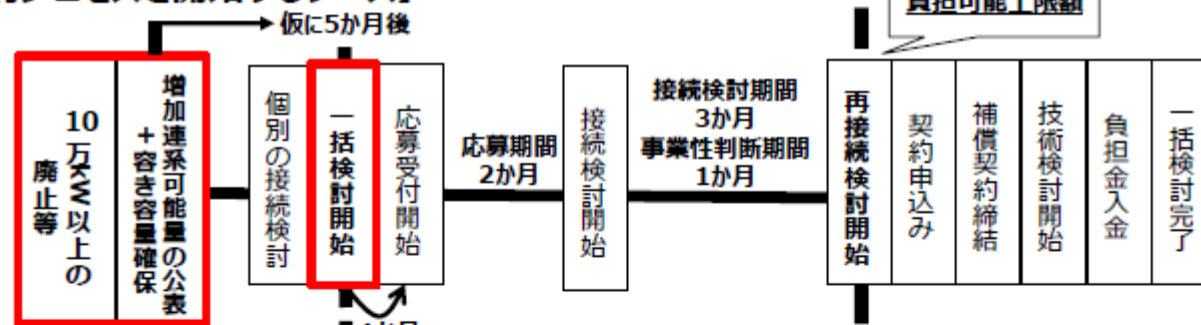
	主な役割	主な実施内容
広域機関	リプレース案件系統連系募集プロセスの主宰者として、同プロセスの主要な決定を行う。	開始の決定、募集要綱の策定、プロセスの完了判定 等
一般送配電事業者	連系先となる送電系統の運用者として、リプレース案件系統連系募集プロセスの実務を担う。	応募受付、接続検討、工事費負担意思確認 等

## (参考) 廃止等起因一括検討プロセスの基本的な進め方 (イメージ)

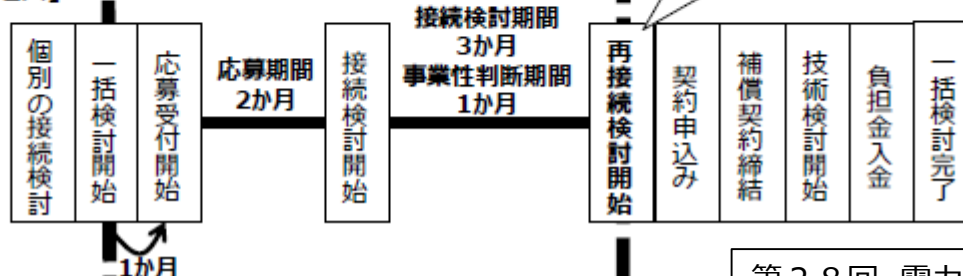
【一括検討プロセスを開始しないケース】



【一括検討プロセスを開始するケース】



【通常の一括検討プロセス】



業務規程及び送配電等業務指針の施行日において、既にリプレース募集プロセスを開始している案件については、応募に向けた検討を行っている系統連系希望者の不利益とならないようにする観点から、引き続きリプレース募集プロセスを継続することを規定します。

他方、リプレース募集プロセスを開始していない案件については、既存と新規の発電事業者の情報取得による事業者間の差の解消に優れている新しいリプレース及び休廃止等する発電設備等の取り扱いを適用すること、そのためにリプレース該当性判断を行っている案件を一般送配電事業者へ通知することを規定します。

【業務規程 附則第3条】<新設>

【送配電等業務指針 附則第2条】<新設>

<リプレース募集プロセスのフローとその取扱い>

